地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用されるお子様につきましては、保護者の経済的負担軽減を図るため利用料の一部が給付されます。つきましては、下記に記載の内容をよくお読みになり、お手続きいただきますようお願いいたします。

1 給付金額について

月毎の利用料が、20,000円まで給付の対象となります。

※ただし、利用している対象施設等の過去3箇年の平均月額利用料(10円未満の端数切り捨て)が20,000円を下回る 対象施設等を利用している場合は当該平均月額利用料が給付の対象となります。

<給付対象額のイメージ>

(1)

利用料 A	給付上限 B	保護者の実質 負担額 (A-B)=C
25,000円	20,000円	5000円

(2)

利用料 A	給付上限 B	保護者の実質 負担額 (A-B)=C
18,500円	18,500円	0円

<注意事項>

・入園料、延長利用又は預かり保育の利用料、給食代、行事の費用等(実費徴収及び上乗せ徴収)は給付対象外です。

2 対象児童について

川越市から対象施設等の決定を受けている施設に通っていて、次の①から⑦の**全てに該当**する幼児が対象です。

①満3歳以上であること。

※満3歳に達した日の属する月の翌月の利用料から対象です。

- ②川越市に住民登録があること。
- ③対象施設等を概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用していること。
- ④利用月の初日に当該対象施設等に在籍していること。
- ⑤子ども・子育て支援法に基づく、子どものための教育・保育給付を受けていないこと。 ※認可保育所等を利用し認定を受けていると対象になりません。
- ⑥子育てのための施設等利用給付を受けていないこと。 ※幼稚園、認可外保育施設等を利用し認定を受けていると対象になりません。
- ⑦企業主導型保育事業を利用していないこと。

<注意事項>

- ・要件を満たしていない場合は支給できませんので、上記の補助対象要件を全て満たしているかどうかよ くご確認ください。
- ・現在お通いの施設又は入園を考えている施設が本事業の対象施設等に該当するかどうかは、当該施設に お問い合わせいただくか市HPでご確認ください。
 - ☞川越市HPのサイト内検索で、「小学校就学前 多様な集団活動事業」と検索

3 提出書類について

- ①川越市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書
- ②領収書等の写し
- ③振込先口座を確認できる書類(通帳またはキャッシュカードのコピー) ※銀行名、支店名、支店番号、口座種別、口座番号、口座名義人(フリガナ)が記載されているもの。

<注意事項>

- ・申請書は在籍施設等より配布されますので、必要事項を記入の上、在籍施設等に提出してください。
- ・<u>在籍施設等を経由して、提出期限までに市に届いている必要がございます。</u>施設等への提出期限について は、施設等へ直接ご確認ください。
- ・消えるボールペンでの記入や修正液の使用はしないでください。

4 提出・支払い時期について

対象月	提出期限(市への)	支払予定月
4月~6月	7月末日	9月末
7月~9月	10月末日	12月末
10月~12月	1月末日	3月末
1月~3月	4月第3週の金曜日	5月末

<注意事項>

- ・提出期限が土日祝の場合はその前日になります。
- ・提出期限前に施設等を経由して市に必着する必要がございます。
- ・提出期限が過ぎたものについては、次期のお支払いとなります。
- ・会計都合上、提出期限が4月のものについては、必ず期限までにご提出いただきますようお願いいたします。
- ・支給申請書に記載いただいた保護者の口座に直接振り込みます。



【問い合わせ先】

〒350-8601 川越市元町 1-3-1 川越市役所こども未来部

<利用費の請求に関すること> 保育課 施設給付担当

TEL:049-224-6209/FAX:049-223-8786

<対象施設等の決定に関すること> こども政策課 認可・指導担当

TEL:049-224-6278/FAX:049-223-8786

※本案内は、令和6年3月31日現在の情報を基に作成しています。 今後、国等の通知により、内容が一部変更をなる場合があります。